

心肺蘇生を望まない

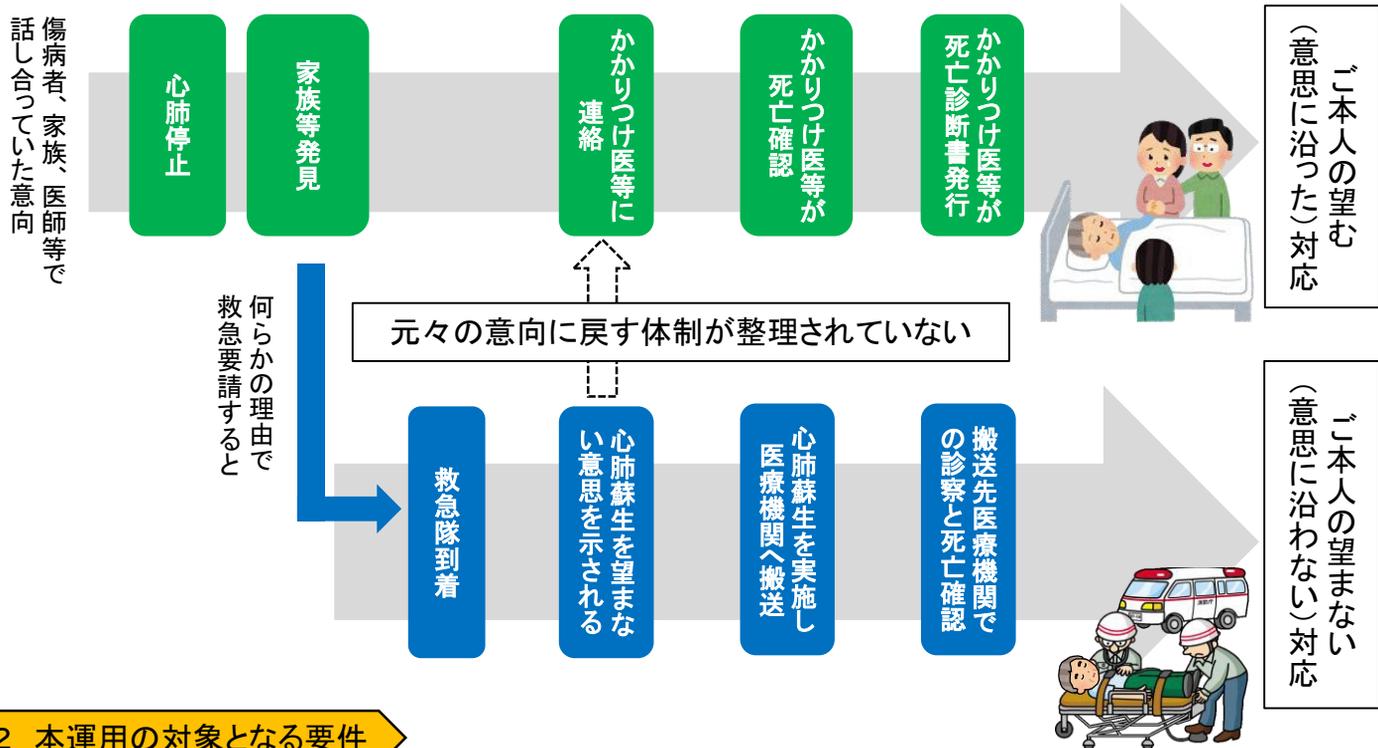
傷病者への対応について

令和元年11月7日
特別区保健衛生主管部長会
東京消防庁救急部救急管理課

資料 8-2

1 背景

- 人生の最終段階にある傷病者の中には、事前に家族等や医療・ケアチームと話し合い（ACP：愛称「人生会議」）、自分が心肺停止となった時に「心肺蘇生を実施しない意思」を持つ方がいます。
- 心肺停止時には、家族等関係者がかかりつけ医等に連絡して、御自宅等でお看取りをすることが話し合われていれば、本来ならば救急隊が介入することはありません。
- 実際には、慌ててしまった家族等関係者が救急要請する場合があります。
- 現行の制度では、救急隊は心肺蘇生を実施して医療機関に搬送することになります。
- こうした現状を踏まえて、可能な限り傷病者の意思を尊重できるように体制を整理しました。



2 本運用の対象となる要件

- 1 ACP実践下の成人で心肺停止状態にあること
解説
ACPが行われていない場合は含まれません。未成年や心肺停止前の傷病者は含まれません。
- 2 傷病者が人生の最終段階にあること
解説
回復不可能な疾病の末期、例えば悪性腫瘍の末期にある傷病者が対象となります。
- 3 傷病者本人に「心肺蘇生の実施を望まない意思」があること
解説
家族等の意思ではなく、あくまでACPに基づく傷病者本人の意思があった場合が対象となります。
- 4 傷病者本人の意思決定に際し想定された症状と現症が合致していること
解説
外因性(不慮の事故や窒息等)が疑われる心肺停止は、対象とはなりません。

- 救急隊から「かかりつけ医等」に連絡して、これらの項目を確認させていただき、心肺蘇生を中断し、「かかりつけ医等」又は「家族等」に傷病者を引き継ぐこととしました。
- 救急隊は、かかりつけ医等が上記項目を判断するために必要な情報を伝達します。

3 運用の細部

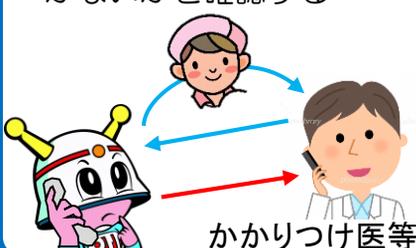
- ①心肺停止の確認
- ②心肺蘇生の実施と情報聴取



- ③傷病者本人に「心肺蘇生の実施を望まない意思」があることを示される



- ④直接又は訪問看護師等を経由してかかりつけ医等に連絡し、傷病者の意思に誤りがないかを確認する



- ⑤かかりつけ医等が到着するまでの時間を確認する
- ⑥引き継げる場合に限り、かかりつけ医等から心肺蘇生の中止及び不搬送の指示を受けて心肺蘇生を中止する



心肺停止の確認

○ 心肺停止を確認した場合には、速やかに心肺蘇生を開始します。

解説

○ 救急隊の使命である救命に主眼をおいた活動を行うためです。

補足

○ 明らかに死亡している場合には、現行のとおり警察官を要請し、傷病者本人に「心肺蘇生の実施を望まない意思」があることを示された場合には、かかりつけ医等に連絡します。

意思確認の方法

○ 書面に限らず口頭の情報提供も対象に含みます。また、現場にいない家族等からの電話や、ACPに参与していない友人、隣人等からの口頭の情報提供も対象に含みます。

解説

○ 伝えられる方法によらず、救急隊が短時間でその内容を適切に評価することが困難であることから、傷病者本人の「心肺蘇生の実施を望まない意思」の確認は**必ずかかりつけ医等**に行います。そのため、情報提供の方法は書面に限定しません。ただし、書面だけを見て、かかりつけ医等に連絡せず心肺蘇生を中止することはありません。

かかりつけ医等への確認項目

○ 救急隊から先生に救急現場の状況を説明し、次の項目を確認します。

- ・傷病者が**人生の最終段階**にあること
- ・傷病者本人に「**心肺蘇生の実施を望まない意思**」があること
- ・傷病者本人の意思決定に際し想定された症状と**現症が合致**していること

補足

○ 救急隊からの報告内容のみでは、上記項目を判断できない場合には、必要な情報を救急隊から聴取してください。
○ かかりつけ医等への連絡には、訪問看護ステーション等を活用するなど様々な方法で連絡します。

かかりつけ医等又は家族等への引継ぎ

- おおむね**45分以内**にかかりつけ医等が到着できる場合
医師の到着を待ち、直接引き継がせていただきます。また、医師の指示及び家族等の同意があれば、家族等に引き継がせていただきます。
- おおむね**12時間以内**にかかりつけ医等が到着できる場合
医師の指示及び家族等の同意を得て、家族等に引き継ぎます。

解説

○ 45分という時間は、在宅医の往診料が保険診療として認められる距離から算定しました。
○ 12時間という時間は、厚生労働省の死亡診断書記入マニュアルに記載されている事例から算定しました。

4 留意事項

- 直接又は訪問看護師等を経由してもかかりつけ医等に連絡がつかない場合や、家族等又はかかりつけ医等に傷病者を引き継げない場合等は、心肺蘇生を継続して2次医療機関等に搬送します。
- 心肺蘇生を実施しない、死亡確認や死亡診断のための搬送は、総務省消防庁から「救急業務に該当しないと考えられる」との見解が示されているため、医療機関に搬送することはできません。
- 心肺蘇生の中止は**医師が直接行った指示**に従います。医師以外の医療従事者（看護師、介護老人福祉施設職員等）からの指示や、伝聞による指示には対応できません。
- 傷病者本人に「心肺蘇生の実施を望まない意思」があることを示された事案は、すべて医師検証の対象とします。東京都MC協議会の事後検証委員会等により、適宜**運用要領を見直し**ていきます。